



熊本県公報

第 1 1 8 9 3 号

平成 22 年 3 月 26 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	2
○保安林の指定に関する予定	(〃)	2
○保安林の指定に関する予定	(〃)	2
○道路の区域変更	(道路保全課)	3
○道路の区域変更	(〃)	3
○道路の供用開始	(〃)	4
○道路の供用開始	(〃)	4
○道路の供用開始	(〃)	4
○道路の供用開始	(〃)	5
○道路の供用開始	(〃)	5
○道路の供用開始	(〃)	5
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(障害者支援総室)	6
○指定管理者の指定	(男女参画・協働推進課)	6
○指定管理者の指定	(障害者支援総室)	6
○指定管理者の指定	(観光交流国際課)	7
○指定管理者の指定	(港湾課)	7
○指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の指定	(高齢者支援総室)	7
○指定居宅介護支援事業者の指定	(〃)	9
○指定居宅介護支援事業者の指定	(〃)	9
○熊本県主要農作物奨励品種及び認定品種の告示	(農産課)	9
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援総室)	10
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	10
○指定居宅介護支援事業者の指定	(〃)	10
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	10
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	10
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	11
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	11
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	11
○保安林の指定に関する予定	(〃)	11
○熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定	(交通・くらし安全課)	12
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	12
○種畜証明書交付	(畜産課)	13
○収納事務委託	(港湾課)	14
○熊本県公共建築工事監理業務委託契約約款	(建築課)	14
○道路の区域変更	(道路保全課)	20
○道路の区域変更	(〃)	22
○道路の供用開始	(〃)	23
公 告		
○芦北都市計画ごみ処理場の決定(芦北町決定)	(都市計画課)	23
○大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商工政策課)	24
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課)	25
○肥料登録有効期間更新	(農業技術課)	25
○道路の位置指定の公告	(建築課)	25
○道路の位置指定の公告	(〃)	25
○県営土地改良事業の工事完了	(農村計画・技術管理課)	26
○換地計画の決定	(農村整備課)	26
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課)	26
○空港用化学消防ポンプ自動車の調達に係る落札者の決定	(管理調達課)	26
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知のあて所不分明者に係る当該通知の掲示	(森林保全課)	27
○基本測量の終了	(監理課)	27
○基本測量の実施	(〃)	27
○二級建築士免許証の取消し	(建築課)	27
○大津都市計画下水道の変更(大津町決定)	(都市計画課)	28

- 団体営土地改良事業計画変更の同意……………（農村計画・技術管理課） 28
- 登 載 依 頼
- 熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程……………（企業局総務経営課） 28
- 熊本県職員等の給料月額の調達額に関する規則の一部を改正する規則……………（人事委員会） 29
- 熊本県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則……………（ 〃 ） 29
- 指定管理者の指定……………（文化課） 36
- 正 誤
- 平成22年3月16日熊本県告示第272号（熊本都市計画道路事業の事業認可）中……………（都市計画課） 36
- 平成22年2月26日熊本県人事委員会規則第5号（熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則）中……………（人事委員会） 36

告 示

熊本県告示第310号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。
平成22年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市本町新休字中鶴66番3、66番7、67番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字中鶴66番3（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第311号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。
平成22年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市御所浦町御所浦字真浦5854番、5855番1、5856番2、5883番、5886番から5888番まで、字日植5926番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字真浦5883番、5886番から5888番まで、字日植5926番、字真浦5854番・5855番1・5856番2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第312号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。
平成22年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市栢宇土町字廣野618番1、619番1、619番4、648番1、字福山660番1、660番7、660番11、665番1、668番1、668番3、668番4、字慶久669番、673番1、673番2、675番1、675番2、676番1、676番2、676番4、677番1、677番3、678番2、680番、681番3、682番2、682番4、687番2、687番3、687番10、字中尾775番1、775番2、781番1、782番、783番1、783番2、783番5、785番1、786番1、786番2、786番4、786番6、786番7、794番、795番、797番、字廣野648番3・字福山665番6（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字慶久682番2・字中尾782番・783番1・786番1・797番（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第313号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成22年3月26日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	212号	阿蘇郡南小国町大字赤馬場字西梅木堂 4557番1地先から 同所 4557番1地先まで	前	16.3 ～ 29.5	164.0	道路法第24条工事（右左折レーンの設置）
			後	18.5 ～ 33.0		

2 区域を変更する期日 平成22年3月26日

熊本県告示第314号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成22年3月26日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	天瀬阿蘇線	阿蘇市西湯浦字端辺 1454番6地先から 同所 1454番184地先まで	前	17.3 ～ 25.6	51.8	道路法第24条工事（管理区域変更）
			後	17.3 ～ 29.6		

2 区域を変更する期日 平成22年3月26日

熊本県告示第315号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年3月26日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	219号	球磨郡球磨村大字大瀬字平野 1544番5地先から 同所 1546番7地先まで	29.1	国防災 (法面 保護)
一般県道	上椎葉湯前線	球磨郡水上村大字江代字小松 3134番1地先から 同所 3133番1地先まで	109.1	緊道整 B防災 (法面 保護)

2 供用を開始する期日 平成22年3月26日

熊本県告示第316号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年3月26日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	球磨郡五木村甲字上荒地 6198番1地先から 同所 6199番1地先まで	144.5	国防災 (落石 防護工)

2 供用を開始する期日 平成22年3月26日

熊本県告示第317号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年3月26日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	矢部阿蘇公園線	上益城郡山都町御所字中園 1264番地先から 同所 1258番3地先まで	125.0	単道改 (改築 による 拡幅)
一般県道	上椎葉湯前線	球磨郡水上村大字江代字芝神 845番1地先から 同所 845番1地先まで	250.4	地基創 防災 (落石防 護工)
一般県道	河陰阿蘇線	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字黒川	152.0	単道改

		4779番1地先から 同所		(改築による 拡幅)
一般県道	清和砥用線	上益城郡山都町目丸字金地 又2556番3地先から 同所	52.5	単道改 (改築による 拡幅)
		2548番地先まで		

2 供用を開始する期日 平成22年3月26日

熊本県告示第318号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年3月26日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	389号	天草市天草町下田北字老本松 2163番1地先から 同市天草町下田南字新田 3991番4地先まで	1,140.0	地域連 携国道 (新道)

2 供用を開始する期日 平成22年3月27日

熊本県告示第319号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年3月26日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	212号	阿蘇郡南小国町大字赤馬場字西梅木堂 4557番1地先から 同所 4557番1地先まで	164.0	道路法 第24 条工事 (右左 折レー ンの設 置)

2 供用を開始する期日 平成22年3月29日

熊本県告示第320号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年3月26日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	天瀬阿蘇線	阿蘇市西湯浦字端辺 1454番6地先から	199.0	道路法 第24

		同所 1454番184地先まで		条工事 (交差点改良)
一般県道	北外輪山大津線	阿蘇市西湯浦字端辺 1454番35地先から 同所 1454番35地先まで	108.2	

2 供用を開始する期日 平成22年3月29日

熊本県告示第321号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成22年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
グリーントポス 天草市佐伊津町字帆崎401番2	社会福祉法人 あまくさ福祉会 天草市佐伊津町字帆崎401番5 長山 嘉代子	平成22年 3月25日	4323000374	共同生活援助

熊本県告示第322号

くまもと県民交流館条例の一部を改正する条例（平成21年熊本県条例第51号）による改正後のくまもと県民交流館条例（平成13年熊本県条例第57号）第12条第1項の規定の例によりくまもと県民交流館（物産等振興施設を除く。）の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。
平成22年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
くまもと県民交流館 (物産等振興施設を除く。)	熊本市上通町3番15号ステラ上通ビル4F	特定非営利活動法人エヌピーオーくまもと・NP O法人チェンジライフ熊本共同体 代表者 特定非営利活動法人エヌピーオーくまもと 代表理事 上土井章仁	平成22年4月1日から平成25年3月31日まで

熊本県告示第323号

熊本県身体障害者福祉センター条例（昭和50年熊本県条例第52号）第11条第1項の規定により熊本県身体障害者福祉センターの指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。
平成22年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県身体障害者福祉センター	熊本市長嶺南二丁目3番2号	社会福祉法人熊本県社会福祉事業団 理事長 松岡 保行	平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで

熊本県告示第 3 2 4 号

熊本県野外劇場条例（昭和 62 年熊本県条例第 13 号）第 11 条第 1 項の規定により熊本県野外劇場の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 44 号）第 7 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 22 年 3 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県野外劇場	熊本市下碓川町 1 2 6 5	アスペクタ管理運営共同企業体 代表者 有限会社 アワーハウス 代表取締役 高辻満男	平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで

熊本県告示第 3 2 5 号

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例（平成 21 年熊本県条例第 56 号）による改正後の熊本県港湾管理条例（昭和 41 年熊本県条例第 42 号）第 17 条第 1 項の規定の例により水俣港緑地の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 44 号）第 7 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 22 年 3 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
水俣港緑地	葦北郡芦北町大字芦北 2 5 9 3 番地 1	ハートリンク水俣 代表者 株式会社山翠園 代表取締役 前田宣重	平成 22 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

熊本県告示第 3 2 6 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文及び第 46 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 78 条及び第 85 条の規定により公示する。

平成 22 年 3 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

サービスの種類	事業者名称	事業所名称	事業所所在地	指定年月日
訪問介護	有限会社花もめん	ヘルパーステーション 花もめん	熊本県熊本市上代一丁目2番22号吉永ビル1F102号	H22.5.6
訪問介護	社会福祉法人仁風会	ホームヘルプサービスセンターなかよし	熊本県熊本市尾ノ上三丁目3番1号	H22.5.6
訪問介護	有限会社ケアサポートさくら	移送サービスさくら	熊本県熊本市御幸笹田七丁目1番10号コーポ笹田303号	H22.5.20
訪問介護	有限会社介護サービスなごみ	有限会社介護サービスなごみ	熊本県熊本市十禅寺二丁目6番10号	H22.6.11
訪問介護	社会福祉法人白川直会会	指定訪問介護事業所 るり苑	熊本県熊本市上南部一丁目16番-36号	H22.7.1
訪問介護	有限会社 ケアサービスのぞみ	有限会社 ケアサービスのぞみ	熊本県山鹿市熊入町931番地の4	H22.6.18
訪問介護	NPO法人在宅応援花見丁	NPOケアセンター花見丁	熊本県菊池市隈府238番地	H22.5.24
訪問介護	有限会社 すまいる	すまいるヘルパーステーション	熊本県合志市須屋1884番地1	H22.6.1
訪問介護	有限会社 南関介護支援事業所	ヘルパーステーション コスモス	熊本県玉名郡南関町久重546番地1	H22.5.1
訪問介護	有限会社月のうさぎ	月のうさぎヘルパーステーション	熊本県八代市古閑中町877番地の7	H22.4.20
訪問介護	人吉タクシー株式会社	ひとよしタクシーケアセンター	熊本県人吉市九日町66番地4	H22.6.23
訪問看護	特別医療法人 萬生会	訪問看護ステーションたいのしま	熊本県熊本市田迎町田井島224番地	H22.4.30
通所介護	有限会社 とよふくケアサービス	デイサービス 陽だまり	熊本県荒尾市宮内978番地4	H22.5.1
通所介護	有限会社 立願寺温泉企画	立願寺温泉 デイサービス 湯と里館	熊本県玉名市岩崎382	H22.6.25
通所介護	特定非営利活動法人 ぶどうの木	特定非営利活動法人 ぶどうの木	熊本県菊池郡菊陽町津久礼2268番地103	H22.4.6
通所介護	有限会社 CAN	老人介護デイサービス 木香	熊本県八代郡氷川町宮原717番地1	H22.5.20
福祉用具貸与	有限会社 山榮開発	アイアル・ケア	熊本県山鹿市久原3981番地の2	H22.5.10
福祉用具貸与	有限会社 中島産業	ハッピーライフ	熊本県阿蘇郡南小国町中原1823番地	H22.6.21
短期入所生活介護	医療法人社団 城山会	ショートステイ 城山の舎	熊本県熊本市城山下代三丁目2番7号	H22.6.1
居宅介護支援	医療法人 清河会	河本内科小児科クリニック居宅介護支援事業所	熊本県熊本市徳王一丁目7番1号	H22.5.18
居宅介護支援	有限会社花もめん	指定居宅介護支援事業所花もめん	熊本県熊本市上代一丁目2番22号吉永ビル1F102号	H22.5.6
居宅介護支援	有限会社介護サービスなごみ	有限会社介護サービスなごみ	熊本県熊本市十禅寺二丁目6番10号	H22.6.11
居宅介護支援	社会福祉法人白川直会会	指定居宅介護支援事業所 るり苑	熊本県熊本市上南部一丁目16番-36号	H22.7.1
居宅介護支援	株式会社 終調剤	在宅介護支援センターひいらぎ	熊本県熊本市富合町田尻294番地1	H22.6.1
居宅介護支援	有限会社 とよふくケアサービス	とよふくケアプランサービス	熊本県荒尾市宮内978番地4	H22.5.6
居宅介護支援	有限会社 立願寺温泉企画	立願寺温泉 湯と里館	熊本県玉名市岩崎382	H22.6.25
居宅介護支援	NPO法人在宅応援花見丁	居宅介護支援事業所花見丁	熊本県菊池市隈府238番地	H22.5.24
居宅介護支援	有限会社すまいる	すまいる居宅介護支援事業所	熊本県合志市須屋1884番地1	H22.6.1
居宅介護支援	有限会社 南関介護支援事業所	ケアプランサービス コスモス	熊本県玉名郡南関町久重546番地1	H22.5.1

熊本県告示第327号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。
平成22年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
アースサポート熊本 熊本市白山二丁目1番1号	アースサポート株式会社	平成22年4月1日

熊本県告示第328号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。
平成22年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
鹿本農業協同組合居宅介護支援事業所 山鹿市山鹿1026番地17	鹿本農業協同組合	平成22年4月1日

熊本県告示第329号

昭和36年4月25日熊本県告示第256号（熊本県主要農作物奨励品種及び認定品種）の一部を次のように改める。
平成22年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 水稻の表を次のように改める。

奨励認定の別	種別	早中晩の別	品種名	旧系統名	育成地	両親名		採用年次	適地	概評
						母	父			
奨励	うるち	早	コシヒカリ	越南17号	新潟県農試	農林22号	農林1号	昭.58	海岸島しょ地域の早期及び高冷地、山麓準平坦球磨地域	品質・食味極良、やや長稈で耐倒伏性弱、いもち病弱。水管理可能な地力中庸水田に適する。早期栽培及び普通期早植栽培が可能な地域。
奨励	うるち	早	キヌヒカリ	北陸122号	北陸農試	F ₁ （収28007北陸100号）	ナゴユタカ	平.3	平坦地の早期栽培	良質、食味極良、短稈で倒伏及びいもち病に強いが、白葉枯病に弱く、縮葉枯病耐病性はない。平坦肥沃地の早期栽培に適するが、穂発芽し易いので適期刈り取りに努める。
奨励	うるち	早晩	あきげしき	南海131号	宮崎県総合農試	西海199号	ヒノヒカリ	平.9	高冷地及び中山間地	食味極良、やや短稈で倒伏やや強から強、白葉枯病には中、葉いもちには中、穂いもちにはやや弱であるので、肥培管理に注意。
奨励	うるち	中	ヒノヒカリ	南海102号	宮崎県総合農試	黄金晴	コシヒカリ	平.元	山麓準平坦及び球磨地域	食味極良、やや長稈の偏穂重型。倒伏はやや弱。いもち病やや弱、白葉枯病中～弱。倒伏に難点があるので、肥培管理に注意。
奨励	うるち	中	森のくまさん	熊本2号	熊本県農業研究センター	ヒノヒカリ	コシヒカリ	平.9	平坦地域及び海岸島しょ地域	食味極良、中稈偏穂重型。耐倒伏性はやや弱、白葉枯病には中、いもち病にはやや弱。倒伏、いもち病に難点があるので、肥培管理に注意。
奨励	うるち	中	くまさんの力	熊本49号	熊本県農業研究センター	ヒノヒカリ	北陸174号	平.20	平坦地域及び山麓準平坦地域	品質・食味極良、中稈偏穂重型。耐倒伏性は中、白葉枯病には弱、いもち病にはやや弱。白葉枯病に弱いので常発地での栽培を避けるとともに、肥培管理に注意。
奨励	うるち	晩晩	あきまさり	西海248号	九州沖縄農研	南海127号（かりの舞）	西海230号（あきさやか）	平.17	高冷地域を除く普通期栽培地帯	多収、食味良、やや長稈、偏穂重型。耐倒伏性強。葉いもちやや弱、穂いもち中、白葉枯病やや弱。
奨励	もち	晩	ヒヨクモチ	西海もち118号	九州農試	ホウヨク	祝もち	昭.58	平坦地域の肥沃地	良質多収、極短稈穂数型、葉いもち、紋枯病にやや弱。ふ先色が不鮮明で混種の危険があるためもち米団地品種。
認定	うるち	早	いただき	北陸179号	北陸農試	収4885	収4695	平.12	高冷地及び中山間地	良質、多収、食味極良、短稈で倒伏に強いが、いもち病、白葉枯病にはやや弱いので、多肥栽培を避け、適期防除を行う。
認定	うるち（播米）	中晩	山田錦	山渡50-7	兵庫県中央農業技術センター	山田穂	短稈渡船	平.元	緑川上中流域及び県北の中山間地	酒造好適米として品種良好、長稈で倒伏弱、いもち病弱、肥培管理に注意。
認定	うるち（米粉等）	晩晩	ミズホチカラ	西海203号	九州農試	奥羽326号	86SH283長	平.21	平坦地域	米粉用米として適する。高冷地での栽培は不適。短稈穂重型、多収、耐倒伏性極強。ベンゾピリゾール剤への感受性を示すため該剤を含まない除草剤を使用する。白葉枯病に弱。登熟期間が長いことや早植とする。

認定	うるち (米粉等)	晩晩	北陸 1 9 3 号	北陸 193 号	北陸農 試	上 344	桂長 2 号	平. 21	全域	米粉用米、多用途米として適する。やや短稈、極穂重型、極多収で耐倒伏性極強。粒形やや細長。脱粒性はやや易。休眠性が強いいため休眠打破を行う。登熟期間が長いためやや早植とする。
認定	もち	早早	峰の雪もち	北陸糯 141 号	北陸農 試	奥羽 302 号	ヒメノモチ	平. 7	平坦地域の早期栽培 地帯	良質、良食味、極短稈、偏穂重型、倒伏強ふ先色が黄白で混種の危険があるため、もち米団地用品種。

熊本県告示第 3 3 0 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 2 年 3 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護ステーションすずらん 玉名郡和水町長小田 3 3 4 番地	有限会社ふれあい松川	平成 2 2 年 4 月 1 日

熊本県告示第 3 3 1 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 2 年 3 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護ステーションすずらん 玉名郡和水町長小田 3 3 4 番地	有限会社ふれあい松川	平成 2 2 年 4 月 1 日

熊本県告示第 3 3 2 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。

平成 2 2 年 3 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所希望 八代市興善寺 4 9 5 番地 1	社会福祉法人龍峯会	平成 2 2 年 4 月 1 日

熊本県告示第 3 3 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 2 年 3 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーションたんぼぼ 熊本市長嶺南一丁目 1 番 6 7 号	医療法人社団永誠会	平成 2 2 年 4 月 1 日

熊本県告示第 3 3 4 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 2 年 3 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーションたんぼぼ 熊本市長嶺南一丁目 1 番 6 7 号	医療法人社団永誠会	平成 2 2 年 4 月 1 日

熊本県告示第335号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成22年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
けあらーず水前寺指定訪問介護事業所 熊本市水前寺五丁目18番13号 フレール水前寺1階	株式会社セラム	平成22年4月1日

熊本県告示第336号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成22年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
けあらーず水前寺指定訪問介護事業所 熊本市水前寺五丁目18番13号 フレール水前寺1階	株式会社セラム	平成22年4月1日

熊本県告示第337号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成22年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代郡氷川町早尾字江川内2727番、2728番2、2728番9、2728番11、2728番13、2728番15、2728番17、2728番18、2728番20
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字江川内2728番9、2728番13、2728番15、2728番17、2728番20（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県八代地域振興局並びに氷川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第338号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成22年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字西里字肥3042番5（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県阿蘇地域振興局並びに小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第339号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成22年 月 日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。

平成22年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定 映画	姉妹昇天 味くらべ（オーピー） 妻の母 媚臭の甘い罠（オーピー） レイプ／恥獄（新東宝） 性犯罪捜査Ⅱ 淫欲のえじき（オーピー） 色情 新妻いじめ（新東宝） 和服熟女 みだれて昇天（オーピー） 絶倫・名器三段締め（新東宝） 屋台のお姉さん 食べごろな桃尻（オーピー） 熟女と不倫 すがりつく肉体（新東宝） 禁断の記憶 人妻が萌えるとき（オーピー）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第340号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成22年 3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大園地区急傾斜地崩壊危険区域（追加指定）

次に掲げる土地に存する標柱4号から標柱17号までを順次結んだ線及び標柱17号と標柱4号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	群 市	町 村		字	番 地
4	玉名市	横島町	大 園	谷 原	1 0 1 9
1 5	〃	〃	〃	〃	1 0 2 2
1 6	〃	〃	〃	〃	1 0 2 2
1 7	〃	〃	〃	〃	1 0 2 1

2 小楠野地区急傾斜地崩壊危険区域（追加指定）

次に掲げる土地に存する標柱11号から標柱21号までを順次結んだ線及び標柱21号と標柱11号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	群 市	町 村		字	番 地
1 1	菊池市		小 木	小楠野	5 6 0 - 2
1 2	〃		〃	検校谷	3 5 5
1 3	〃		〃	〃	3 5 5
1 4	〃		〃	〃	3 5 5
1 5	〃		〃	〃	3 5 4
1 6	〃		〃	小楠野	5 6 5
1 7	〃		〃	〃	5 6 5
1 8	〃		〃	〃	5 6 5
1 9	〃		〃	〃	5 6 2
2 0	〃		〃	〃	5 6 2 地先（市道）
2 1	〃		〃	〃	5 5 8 - 1

3 古城3丁目地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱26号までを順次結んだ線及び標柱26号

と標柱1号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	群 市	町 村	字	番 地
1	水俣市		古城3丁目	134-2
2	〃		〃	284
3	〃		〃	281
4	〃		〃	276
5	〃		〃	261
6	〃		〃	252-1
7	〃		〃	252-1
8	〃		〃	230
9	〃		〃	220、221、222、223、224、231、232、233、234、235、237、238、243、244、250、251（筆界未定地）
10	〃		〃	225
11	〃		〃	225
12	〃		〃	200
13	〃		〃	201
14	〃		〃	199-1
15	〃		〃	185
16	〃		〃	160-1
17	〃		〃	160-1
18	〃		〃	256
19	〃		〃	257
20	〃		〃	145-1
21	〃		〃	153
22	〃		〃	153
23	〃		〃	153
24	〃		〃	143
25	〃		〃	137
26	〃		〃	135-1

熊本県告示第341号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により種畜証明書をおのとおりに交付したので、同法第8条第2項の規定により公示する。

平成22年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

検査日	種畜証明書番号 (平21熊本県臨)	名号	品種	検査成績	飼養者	検査場所
平成22年 3月8日 (月)	第16号	広波丸	褐毛和種	1級	熊本県農業研究センター	合志市 栄
	第17号	光荣	褐毛和種			
	第18号	第6丸	褐毛和種			
	第19号	秀光重	褐毛和種			
	第20号	弦球	褐毛和種			
	第21号	忠幸福	黒毛和種	2級		
	第22号	安勝	黒毛和種			

熊本県告示第342号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により次のとおり使用料等の収納事務を委託することとしたので、同条第2項の規定により告示する。
平成22年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 委託の内容
熊本県港湾管理条例（昭和41年熊本県条例第42号）第6条に規定する使用料等の収納
- 2 委託の相手方
ハートリンク水俣
代表者 株式会社 山翠園
代表取締役 前田宣重
葦北郡芦北町大字芦北2593番地1
- 3 委託する期間
平成22年4月1日から平成24年3月31日まで

熊本県告示第343号

熊本県公共建築工事監理業務委託契約約款を次のように定める。
平成22年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公共建築工事監理業務委託契約約款

(総則)

- 第1条 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、工事監理業務委託仕様書（仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書をいう。以下「工事監理仕様書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び工事監理仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の委託業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、甲は、契約書記載の業務委託料（以下「業務委託料」という。）を支払うものとする。
- 3 甲は、その意図する業務を完了させるため、業務に関する指示を乙又は第9条に定める乙の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、乙又は乙の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 乙は、この約款若しくは工事監理仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは甲乙協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、工事監理仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 この約款及び工事監理仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟又は調停の申立てについては、甲の所在地を管轄する裁判所を専属的管轄裁判所とする。
(指示等及び協議の書面主義)
- 第2条 この約款に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 甲及び乙は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。
(業務計画書の提出)
- 第3条 乙は、この契約締結後14日以内に工事監理仕様書に基づいて業務計画書を作成し、甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、前項の業務計画書を受領した日から7日以内に、乙に対してその修正を請求することができる。
- 3 この約款の他の条項の規定により履行期間又は工事監理仕様書が変更された場合において、甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務計画書の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「業務計画書の再提出の請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 業務計画書は、甲及び乙を拘束するものではない。
(契約の保証)
- 第4条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにそ

の保険証券を甲に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確
実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭
和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）
の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の
締結による保証

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の
額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、乙が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該
保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたいものとす、同項第四号又は第五号
に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に
達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請
求することができない。
（権利義務の譲渡等）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させては
ならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の
担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限
りでない。
（秘密の保持）

第6条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、甲の承諾なく、この契約の履行を行う上で得られた設計図書等（業務を行う上
で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。
（一括再委託等の禁止）

第7条 乙は、業務の全部を一括して、又は工事監理仕様書において指定した部分を第三
者に委任してはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委任しようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得な
ければならない。ただし、甲が工事監理仕様書において指定した軽微な部分を委任しよ
うとするときは、この限りでない。

3 甲は、乙に対して、業務の一部を委任した者の商号又は名称その他必要な事項の通知
を請求することができる。
（監督員）

第8条 甲は、監督員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督員
を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく甲の権限とされる
事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、工事監理仕様書に定めると
ころにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 甲の意図する業務を完了させるための乙又は乙の管理技術者に対する業務に関す
る指示

(2) この約款及び工事監理仕様書の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対す
る承諾又は回答

(3) この契約の履行に関する乙又は乙の管理技術者との協議

(4) 業務の進捗の確認、工事監理仕様書の記載内容と履行内容との照合その他契約の
履行状況の調査

3 甲は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときであってはそれぞれの
監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく甲の権限の一部を委任したと
きであっては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示、承諾、回答又は協議は、原則として、書面によ
り行わなければならない。

5 この約款に定める書面の提出は、工事監理仕様書に定めるものを除き、監督員を經由
して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって甲に到達した
ものとみなす。
（管理技術者）

第9条 乙は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項
を甲に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務及び統轄を行うほか、業務委託料
の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第10条第1項の請求の受理、
同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契
約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。
3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せ
ず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知し
なければならない。
（管理技術者等に対する措置請求）

- (業務に係る乙の提案)
- 第17条 乙は、工事監理仕様書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は提案するときは、甲に対して、当該発見又は提案に基づき工事監理仕様書等の変更を提案するに同意するものと認めるときは、
- 2 甲は、前項の規定により乙が変更を提案するに同意するときは、
- 3 甲は、前項の規定により乙が変更を提案するに同意するときは、必要があると認めらるるときは、履行期間の延長を請求するに同意するときは、その理由を明示した書面により甲に履行期間の延長を請求することとができる。
- (甲の請求による履行期間の短縮等)
- 第19条 甲は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があると認められるときは、履行期間の短縮を乙に請求することとができる。
- 2 甲は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があることを認めらるるときは、乙に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求する場合において、必要があると認められるときは業務委託料を変更し、乙に損害賠償を及ぼしたときは必要ない費用を負担しなければならない。
- (履行期間の変更方法)
- 第20条 履行期間の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、甲が定め、乙に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとす。ただし、甲が履行期間の変更事由が生じた日(第18条の場合にあっては、甲が履行期間の延長を請求を受けた日、前条の場合にあっては乙が履行期間の短縮の請求を受けた日)に通知する日以内(7日以内)に協議開始の日を通知しない場合は、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することとができる。
- (業務委託料の変更方法等)
- 第21条 業務委託料の変更については、次の方法により算出するものとする。ただし、特別な事情がある場合は、甲乙協議して定めるものとし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、甲が定め、乙に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとす。ただし、甲が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内(協開始の日を通知しない場合は、乙は、協議開始の日を通知することとができる)に協議開始の日を通知しない場合は、乙は、協議開始の日を通知することとができる。
- 3 この約款の規定により、乙が協開始の日に甲が協開始の日を通知することとができる。
- (一般的損害)
- 第22条 業務の完了の前に、業務を行うにつき生じた損害(次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。)については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害(工事監理仕様書に定めるところにより付された保険による補償を除く。)のうち、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。
- (第三者に及ぼした損害)
- 第23条 業務を行うに及ぼした損害については、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(工事監理仕様書に定めるところにより付された保険による補償を除く。)のうち、甲の指示、貸与品等の性質その他甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担することとする。ただし、乙が、甲の指示又は貸与品等が不適当であること等甲の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかつたときは、この限りでない。
- 3 前2項の場合その他業務を行うにつき生じた損害については、この限りでない。
- (業務委託料の変更による工事監理仕様書の変更)
- 第24条 甲は、第13条から第17条まで、第19条又は第22条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額を全部又は一部に代えて工事監理仕様書を変更することができる。この場合において、工事監理仕様書の変更内容は、甲乙協議して定め、乙に通知するものとす。ただし、協議開始の日から14日以内(協開始の日を通知しない場合は、乙は、協議開始の日を通知することとができる)に協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が前項の業務委託料を増額するに同意するときは、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することとができる。
- (検査及び引渡し)
- 第25条 乙は、業務を完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。
- 2 甲又は甲が検査を行う者として定め、た職員(以下「検査員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に乙の立会いの上、工事監理仕様書に定めるところにより、業務の完了を確認する。検査員は、前項の検査を完了し、当該検査

3 査の完了後速やかにかにその結を乙に通知しなければならない。業務報告書の引渡しを申し
 4 出たときは、前項の検査に当り、その結果を業務報告書の引渡しを受けることができる。この場
 5 求に直ちに対応しなればならない。この場合において、必要な作業を実施して甲の検査の完了を業務の完了
 6 として前項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。
 7 第26条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求すること
 8 ができる。前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務
 9 委託料を支払わなければならない。
 10 3 甲がその責に帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期
 11 限を経過した日から検査をした日までの期間の日数（以下「遅延日数」という。）は、
 12 前項に規定する期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。こ
 13 の場合において、遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が
 14 約定期間の日数を超えた日において満了したものとする。
 15 第27条 乙は、業務の完了前に、出来形部分に相応する業務委託料相当額の10分の9
 16 以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することが
 17 できる。
 18 2 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分の
 19 確認を甲に請求しなければならない。
 20 3 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、乙の立会いの上、
 21 工事監理仕様書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認
 22 の結果を乙に通知しなければならない。
 23 4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。
 24 5 乙は、第3項の規定による通知があったときは、部分払を請求することができる。こ
 25 の場合においては、甲は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わな
 26 なければならない。
 27 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の業務委託料相当
 28 額は、甲乙協議して定める。ただし、甲が第3項の通知をした日から14日以内に協議
 29 が整わぬ場合は、甲が定め、乙に通知する。
 30 7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合におい
 31 ては、第1項及び第6項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額から既
 32 に部分払の対象となつた業務委託料相当額を控除した額」とするものとする。
 33 第28条 乙は、甲の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理
 34 人とすることができる。
 35 2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払
 36 請求書に当該第三者が第27条の規定に基づく支払をしなければならない。
 37 第29条 乙は、甲が第26条又は第27条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を
 38 定め、その支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を
 39 一時中止することができる。この場合において、乙は、その理由を明示した書面により、
 40 直ちにその旨を甲に通知しなければならない。
 41 2 甲は、前項の規定により乙が業務を一時中止した場合において、必要があると認めら
 42 れるときは、履行期間又は業務委託料を変更し、乙が増加費用を必要とし、又は乙に損害
 43 を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
 44 第30条 乙がこの契約に違反した場合、その効果がこの契約に定められているもののほ
 45 か、甲は、乙に対して相当の期間を定め、その履行を請求し、又は履行の請求とともに
 46 損害の賠償を請求することができる。ただし、損害賠償については、乙がその責に帰す
 47 べからざることを立証したときは、この限りでない。
 48 2 前項において乙が負うべき責任は、第25条第2項又は第27条第3項の規定による
 49 検査に合格したことをもって免れるものではない。
 50 3 第1業務が完了した日又は本件建築物の工事完成後、第25条第3項又は第4項の規定に
 51 よつた業務が完了した日又は本件建築物の工事完成後2年以内に行わなければならない。期
 52 間ただし、その違反が乙の故意又は重大な過失により生じた場合は、当該請求をできる期
 53 間は、業務が完了した日から本件建築物の工事完成後10年以内とする。
 54 4 甲は、業務の完了の際に乙がこの契約に関して違反があることを知つたときは、第1
 55 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該履行の請求又は損害
 56 賠償の請求をすることはできない。ただし、乙がその違反を知つていたときは、この限りでない。

5 第1項の規定は、乙の契約違反が工事監理仕様書の記載内容、甲の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第31条 甲は、乙が乙の責に帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、損害金の支払を乙に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、業務委託料から第27条の規定による部分払に係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.3パーセントの割合で計算した額とする。

3 乙は、業務委託料又は部分払金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.3パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第32条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) その責に帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

(2) 管理技術者を配置しなかったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができると認められるとき。

2 甲は、乙が、第34条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たときは、契約を解除することができる。

3 第1項又は前項の規定により契約が解除された場合において、乙は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

4 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(談合その他不正行為による甲の解除権)

第33条 甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項の規定による排除措置命令又は第65条若しくは第67条第1項の規定による審決(同法第67条第2項の規定による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。)を行つたとき。

(2) 公正取引委員会が乙に違反行為があったとして独占禁止法第50条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同法第50条第5項の規定により確定したとき。

(3) 乙が公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行つた審決に対し独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)について刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

(その他の甲の解除権)

第34条 甲は、業務が完了するまでの間は、第32条第1項及び第2項又は前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第35条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第15条の規定により工事監理仕様書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 第16条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(解除の効果)

第36条 契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する甲及び乙の義務は消滅する。ただし、第27条に規定する部分払に係る部分については、この限りでない。

(解除に伴う措置)

第37条 乙は、契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が乙の故意又は過失

により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 前項前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第32条又は第33条によるときは甲が定め、第34条又は第35条の規定によるときは乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

(賠償の予約)

第38条 乙は、第33条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、業務委託料の10分の2に相当する金額を支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、第33条第1項第4号のうち、乙について刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

(相殺)

第39条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで年3.3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき業務委託料とを相殺できることとし、なお、不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年3.3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(保険)

第40条 乙は、工事監理仕様書に基づき保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提示しなければならない。

(契約外の事項)

第41条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

附 則
この約款は、平成22年4月1日から施行する。

熊本県告示第344号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成22年3月26日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成22年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本高森線	熊本市水前寺一丁目 380番1地先から 同所 380番1地先まで	前	36.2 ～ 49.5	13.0	地基創 街（横 断歩道 橋）
			後	65.0 ～ 65.1	13.0	
主要地方道	小川嘉島線	宇城市小川町西海東字小原町 1396番1地先から 同所 1402番1地先まで	前	9.3 ～ 11.2	33.9	やさ道 交1地 （歩道 整備）
			後	11.0 ～ 11.5	33.9	
主要地方道	小川泉線	八代市泉町下岳字定野 3761番1地先から 同所 3885番1地先まで	前	10.6 ～ 24.5	139.8	地基創 防災 （法面 保護）
			後	17.1 ～ 44.1	139.8	
一般県道	甲佐小川線	下益城郡美里町萱野 7番1地先から 同所	前	8.9 ～ 19.5	171.4	やさ道 交1地 （改築）

		23番2地先まで	後	12.3 ～ 28.9	171.4	による 拡幅)
一般県道	中津道八代線	八代市坂本町中谷ろ字中谷原 2068番3地先から 同所 2072番4地先まで	前	2.5 ～ 6.7	62.8	単防災 (自) (法面 保護)
			後	2.5 ～ 11.1	62.8	
一般県道	縦木河合場線	八代市泉町柿迫字肥後平 5930番2地先から 同所 5924番2地先まで	前	5.4 ～ 11.7	62.3	地基創 防災 (法面 保護)
			後	6.1 ～ 46.6	62.3	
一般県道	小鶴原女木線	八代市坂本町西部は字松ノ平 65番1地先から 同所 72番3地先まで	前	5.9 ～ 16.0	180.0	単防災 (自) (法面 保護)
			後	8.3 ～ 39.8	180.0	
一般県道	宮地岳本渡線	天草市楠浦町字西山 6519番7地先から 同市楠浦町字方原 6656番7地先まで	前	4.4 ～ 9.7	480.0	単道改 (改築 による 拡幅)
			後	9.1 ～ 20.9	480.0	
		天草市楠浦町字下方原 6887番5地先から 同所 6893番1地先まで	前	4.4 ～ 8.2	178.0	
			後	8.0 ～ 16.6	178.0	
一般県道	住吉熊本線	菊池郡菊陽町光の森五丁目 23番7地先から 同町光の森一丁目 4番1地先まで	前	8.6 ～ 26.4	1,544. 7	旧道移 管
				16.0 ～ 37.0		
		菊池郡菊陽町新山二丁目 3190番86地先から 同町光の森七丁目 41番1地先まで	後	16.0 ～ 37.0	820.1	
一般県道	新山原水線	菊池郡菊陽町光の森五丁目 11番3地先から 同所 14番2地先まで	前	8.6 ～ 19.0	243.8	旧道移 管(一 般県道 住吉熊 本線と 重複区 間)
			後	0.0 ～ 0.0	0.0	

2 区域を変更する期日 平成22年3月26日

熊本県告示第345号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成22年3月26日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	266号	宇城市松橋町大字古保山 1163番1地先から 同所 1255番1地先まで	前	9.4 ～ 13.4	265.8	地基創 交安 (歩道 整備)
			後	10.6 ～ 15.9		
一般国道	443号	山鹿市石字沖 1229番2地先から 同所 1253番1地先まで	前	11.0 ～ 31.9	53.0	やさ道 交1国 (歩道 整備)
			後	11.0 ～ 33.6		
主要地方道	熊本田原坂線	鹿本郡植木町大字辺田野字四反畑 318番1地先から 同町大字辺田野字二反畑 185番2地先まで	前	16.7 ～ 19.6	82.2	道路法 第24 条工事 (仮設 道路設 置)
			後	17.6 ～ 32.6		
主要地方道	熊本大津線	熊本市清水新地七丁目 1934番6地先から 同所 1934番2地先まで	前	7.6 ～ 8.2	68.5	やさ道 交1地 (歩道 整備)
			後	9.7 ～ 10.0		
一般県道	植木河内港線	熊本市河内町東門寺 268番1地先から 同所 187番1地先まで	前	4.2 ～ 14.9	230.0	単道改 (改築 による 拡幅)
			後	8.3 ～ 21.8		
一般県道	岩野黒木線	山鹿市鹿北町岩野 2441番49地先から 同所 2441番49地先まで	前	5.8 ～ 7.4	64.0	単防災 (自) (法面 保護)
			後	8.8 ～ 22.4		
一般県道	古石天月線	葦北郡芦北町大字告字川内迫 269番1地先から 同所 268番4地先まで	前	3.7 ～ 30.9	40.8	単道改 (改築 による 拡幅)
			後	8.9 ～		

				30.9		
		葦北郡芦北町大字告字川内迫 266番地先から 同所 261番2地先まで	前	4.7 ～ 32.2	78.0	
			後	6.4 ～ 34.4	78.0	
		葦北郡芦北町大字告字楠ノ平 221番地先から 同所 209番1地先まで	前	7.5 ～ 17.5	121.6	
			後	13.1 ～ 25.0	121.6	
一般県道	熊本菊陽線	熊本市龍田六丁目 749番2地先から 同所 749番3地先まで	前	17.4 ～ 20.0	17.5	やさ道交1地 (歩道整備)
			後	19.7 ～ 23.0	17.5	

2 区域を変更する期日 平成 22 年 3 月 26 日

熊本県告示第 346 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 22 年 3 月 26 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 22 年 3 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	菊池鹿北線	山鹿市鹿北町多久字本手 1048番3地先から 同市鹿北町多久字田中 1353番4地先まで	328.6	地基創 改（改 築によ る拡幅）
一般県道	幸野染田線	球磨郡湯前町字下川久保 4962番1地先から 同所 4960番2地先まで	48.0	単道改 （改築 による 拡幅）
		球磨郡湯前町字下川久保 4952番1地先から 同所 4944番地先まで	63.0	

2 供用を開始する期日 平成 22 年 3 月 26 日

公 告

熊本県公告第 149 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 22 年 3 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 都市計画の種類

- 2 芦北都市計画ごみ処理場（芦北町清掃センター芦北事業所）
 都市計画の図書の写しの縦覧場所
 熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第150号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による承継の届出があったので、次のとおりその概要を公告する。併せて、同法第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成22年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ケーズデンキ八代店
 八代市横手町源代1152
- 2 承継の内容

- (1) 大規模小売店舗の設置者

承継前	承継後
株式会社ゆめマート 代表取締役 松本 淳 熊本市上南部二丁目2番2号	株式会社九州ケーズデンキ 代表取締役 加藤修一 茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

- (2) 承継された大規模小売店舗の店舗面積
 6,712平方メートル
- (3) 承継年月日
 平成22年1月15日
- (4) 承継の理由
 株式会社ゆめマート撤退による建物譲渡のため
- (5) 届出年月日
 平成22年3月4日

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗の名称
 変更前 ゆめマート横手店
 変更後 ケーズデンキ八代店
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ゆめマート 代表取締役 松本 淳 熊本市上南部二丁目2番2号	(退 店)
有限会社フードショップ宮山 代表取締役 宮山憲司 八代市上日置町2298	(退 店)
合資会社三由本店 代表社員 三由勝規 八代市通町8-4	(退 店)
株式会社今治デパート 代表取締役 井本雅之 愛媛県今治市旭町1-4-10	(退 店)
(出 店)	株式会社九州ケーズデンキ 代表取締役 加藤修一 茨城県水戸市柳町一丁目13番20号
(出 店)	株式会社ありがとうサービス 代表取締役経営最高責任者 井本雅之 愛媛県今治市八町西三丁目6-30

- (3) 変更の年月日
 平成22年3月5日
- (4) 変更する理由
 株式会社ゆめマート撤退後、建物譲渡を受け新規営業を行うため
- (5) 届出年月日
 平成22年3月4日

(6) 届出の縦覧場所及び縦覧期間

- ① 縦覧場所
熊本県商工観光労働部商工政策課及び八代地域振興局総務振興課
- ② 縦覧期間
平成22年3月26日から平成22年7月26日まで

熊本県公告第151号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成22年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
荒尾市原万田字松葉441番1、同441番2、同442番4、同445番3、同445番4、同字甲根538番1、同538番3、同539番1、同553番2、同554番2及び水路の一部
1,827.15平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
福岡県筑後市大字前津366番地1セジュール・エスタシオンA205号室
佐藤 浩幸
福岡県久留米市東櫛原町2851番地1
駅前管理システム株式会社

熊本県公告第152号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

平成22年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1279号	炭酸カルシウム肥料	炭酸苦土石灰1号	アルカリ分：55.0 可溶性苦土：5.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	中尾勝弘 熊本県玉名郡玉東町木葉799番の5	平成28年3月9日

熊本県公告第153号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成22年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 水俣市南福寺4番2号
- 2 築造者の氏名 有限会社平成不動産
- 3 道路の位置 水俣市古城二丁目275番59及び同282番1
- 4 道路の幅員 5.00メートルから5.02メートルまで
- 5 道路の延長 139.09メートル
- 6 指定年月日 平成22年3月9日
- 7 指定番号 熊本県指令芦北技景第10号

熊本県公告第154号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成22年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 人吉市鬼木町274番地
- 2 築造者の氏名 樫木庄吉
- 3 道路の位置 人吉市鬼木町字鬼木306番2及び同307番7
- 4 道路の幅員 4.05メートル
- 5 道路の延長 16.28メートル
- 6 指定年月日 平成22年3月15日

7 指定番号 熊本県指令球磨技管第16号

熊本県公告第155号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。
平成22年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
区画整理	鹿本北部二期（白坂工区） （山鹿市）	平成18年9月29日	平成22年3月12日	熊本県

熊本県公告第156号

県営宇城東部二期地区（大井早工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。
利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。
平成22年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 縦覧の期間 平成22年3月29日から平成22年4月23日まで
- 縦覧の場所 美里町役場
- 縦覧に供する書類の名称
 - 換地設計書
 - 各筆換地等明細書
 - 清算金明細書
 - 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第157号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成22年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上島字蔵園2601番
343.99平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡益城町大字広崎991番5
本田 秀和

熊本県公告第158号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。
平成22年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 落札に係る物品等の名称及び数量
空港用化学消防ポンプ自動車 1台
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課契約班
郵便番号862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
- 落札者を決定した日
平成22年3月10日
- 落札者の名称及び住所
野々村ポンプ株式会社
熊本市神水2丁目6番7号
- 落札金額
30,833,250円（うち消費税及び地方消費税の額1,468,250円）
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 入札公告日
平成22年1月26日

熊本県公告第159号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を水上村役場に掲示する。

平成22年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 所在の不明な者の氏名
鳥井 幹子、中原 忠篤、赤星 重継、上田 ひろみ、恒松 フヂヨ、松本 昭人、大村 君夫、吉永 茂樹、大山 文生、森崎 次春、白川 清春、椎葉 スエ子、森崎 藤見、澁谷 金在、上米良 シヅモ、城戸 司郎、藏座 巖、山中 憲二、鳥井 隆、磯崎 康生、松下 すみ子、合志 洋一、合志 咸一、中原 正敏、松下 恵美子、小田 心一、宗村 恵子、原田 正史、山田 邦雄、中村 富人、奥村 弘、森川 一芳、古賀 善教、椎葉 康子、中原 信昭、中原 朋、堤 継子、中原 信昭、米良 哲、合志 明倫、合志 洋一、中原 正敏、東 洋治、中尾 園、那須 康二
- 通知の趣旨
(1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
(2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成22年3月2日付け熊本県告示第220号による。

熊本県公告第160号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成22年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量（基準点現況調査作業）	平成21年10月1日から 平成22年2月26日まで	熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、天草市、山鹿市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、下益城郡城南町、玉名郡長洲町、鹿本郡植木町、菊池郡大津町、同菊陽町、上益城郡御船町、同益城町、同甲佐町、葦北郡芦北町

熊本県公告第161号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成22年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量（地理識別子整備業務）	平成22年3月26日から 平成22年10月29日まで	水俣市

熊本県公告第162号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により免許を取り消したので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 免許を取り消した年月日 平成22年3月17日
- 免許を取り消した建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号 江崎實 二級建築士 第1321号
- 免許を取り消した理由 相続人から死亡の届出があったため。

熊本県公告第163号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成22年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類
大津都市計画下水道（大津公共下水道）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第164号

平成21年12月21日付けで大津町長から協議のあったおおきく地区土地改良事業（農業用排水施設）計画の変更については、平成22年3月19日付けで同意したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第11項の規定により公告する。

平成22年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

登載依頼

熊本県公営企業管理規程第3号

熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程
 熊本県企業局会計規程（昭和39年電気事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「熊本県企業局発電総合管理所（以下「発電総合管理所」という。）及び」を削る。

第59条第1項中「各所属長」を「総務経営課長」に改め、同条第2項中「各所属長」を「総務経営課長」に改める。

第95条の2第2項中「契約担当者」を「管理者」に改める。

別表第2（第8条関係）の電気事業会計勘定科目の収益の表の事業収益 営業外収益 企業局又は（何）附帯事業 受入利息 有価証券利息の項中「地方公営企業等金融機構債券利息」を「地方公共団体金融機構債券利息」に改める。

別表第2（第8条関係）の電気事業会計勘定科目の費用の表の事業費 営業外費用 企業局又は（何）附帯事業 支払利息 企業債利息の項中「地方公営企業等金融機構」を「地方公共団体金融機構」に改める。

別表第2（第8条関係）の電気事業会計勘定科目の固定資産の表の有形固定資産 建設仮勘定（何）建設工事口 総係費 建設中利子の項中「地方公営企業等金融機構」を「地方公共団体金融機構」に改める。

別表第2（第8条関係）の電気事業会計勘定科目の固定負債の表の企業債 公募債 企業局の項中「地方公営企業等金融機構」を「地方公共団体金融機構」に改める。

別表第2（第8条関係）の電気事業会計勘定科目の資本金の表の資本金 借入資本金 企業局 企業債 公募債の項中「地方公営企業等金融機構」を「地方公共団体金融機構」に改める。

別表第2（第8条関係）の工業用水道事業会計勘定科目の収益の表の事業収益 営業外収益 工業用水道 受入利息 有価証券利息の項中の「地方公営企業等金融機構債券利息」を「地方公共団体金融機構債券利息」に改める。

別表第2（第8条関係）の工業用水道事業会計勘定科目の費用の表の事業費 営業外費用 工業用水道 支払利息 企業債利息の項中「地方公営企業等金融機構」を「地方公共団体金融機構」に改める。

別表第2（第8条関係）の工業用水道事業会計勘定科目の固定資産の表の有形固定資産 建設仮勘定（何）施設建設工事口 総係費 建設中利子の項中「地方公営企業等金融機構」を「地方公共団体金融機構」に改める。

別表第2（第8条関係）の工業用水道事業会計勘定科目の固定負債の表の企業債 公募債 工業用水道の項中「地方公営企業等金融機構」を「地方公共団体金融機構」に改める。

別表第2（第8条関係）の工業用水道事業会計勘定科目の資本金の表の借入資本金 企業債 工業用水道 公募債の項中「地方公営企業等金融機構」を「地方公共団体金融機構」に改める。

別表第2（第8条関係）の有料駐車場事業会計勘定科目の収益の表の事業収益 営業外収益 有料駐車場 受入利息 有価証券利息の項中「地方公営企業等金融機構債券利息」

を「地方公共団体金融機構債券利息」に改める。
 別表第2（第8条関係）の有料駐車場事業会計勘定科目の費用の表の事業費 営業外費用 有料駐車場 支払利息 企業債利息の項中「地方公営企業等金融機構」を「地方公共団体金融機構」に改める。
 別表第2（第8条関係）の有料駐車場事業会計勘定科目の固定資産の表の有形固定資産 建設仮勘定 有料駐車場建設工事口 総係費 建設中利子の項中「地方公営企業等金融機構」を「地方公共団体金融機構」に改める。
 別表第2（第8条関係）の有料駐車場事業会計勘定科目の固定負債の表の企業債 公募債 有料駐車場の項中「地方公営企業等金融機構」を「地方公共団体金融機構」に改める。
 別表第2（第8条関係）の有料駐車場事業会計勘定科目の資本金の表の借入資本金 企業債 有料駐車場 公募債の項中「地方公営企業等金融機構」を「地方公共団体金融機構」に改める。

附 則
 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成22年3月26日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第12号

熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則
 熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。
 別表第1中学校小学校の項の次に次のように加える。

警察本部生活安全部通信指令課	航空機の操縦に従事することを本務とする職員	3
----------------	-----------------------	---

附 則
 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

熊本県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月26日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第13号

熊本県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
 熊本県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（平成6年熊本県人事委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。
 別表第1及び別表第2を次のように改める。
 別表第1 教育職給料表（3）の適用を受ける者（第3条関係）

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		円	円	円	円	円
	1	2,900	3,100	5,000	6,200	9,900
	2	2,900	3,100	5,000	6,200	9,900
	3	2,900	3,100	5,000	6,200	9,900
	4	2,900	3,100	5,000	6,200	9,900
	5	3,000	3,300	5,400	6,400	10,100
	6	3,000	3,300	5,400	6,400	10,100
	7	3,000	3,300	5,400	6,400	10,100
	8	3,000	3,300	5,400	6,400	10,100
	9	3,100	3,500	5,600	6,700	10,400
	10	3,100	3,500	5,600	6,700	10,400
	11	3,100	3,500	5,600	6,700	10,400
	12	3,100	3,500	5,600	6,700	10,400
	13	3,200	3,600	5,800	7,100	10,600
	14	3,200	3,600	5,800	7,100	10,600
	15	3,200	3,600	5,800	7,100	10,600

16	3,200	3,600	5,800	7,100	10,600
17	3,400	3,800	6,200	7,400	10,800
18	3,400	3,800	6,200	7,400	10,800
19	3,400	3,800	6,200	7,400	10,800
20	3,400	3,800	6,200	7,400	10,800
21	3,600	4,100	6,600	7,600	11,000
22	3,600	4,100	6,600	7,600	11,000
23	3,600	4,100	6,600	7,600	11,000
24	3,600	4,100	6,600	7,600	11,000
25	3,800	4,200	6,800	7,900	11,200
26	3,800	4,200	6,800	7,900	11,200
27	3,800	4,200	6,800	7,900	11,200
28	3,800	4,200	6,800	7,900	11,200
29	3,900	4,400	7,100	8,100	11,300
30	3,900	4,400	7,100	8,100	11,300
31	3,900	4,400	7,100	8,100	11,300
32	3,900	4,400	7,100	8,100	11,300
33	4,100	4,600	7,400	8,300	11,500
34	4,100	4,600	7,400	8,300	11,500
35	4,100	4,600	7,400	8,300	11,500
36	4,100	4,600	7,400	8,300	11,500
37	4,300	4,800	7,800	8,600	11,700
38	4,300	4,800	7,800	8,600	
39	4,300	4,800	7,800	8,600	
40	4,300	4,800	7,800	8,600	
41	4,500	5,100	8,000	8,700	
42	4,500	5,100	8,000	8,700	
43	4,500	5,100	8,000	8,700	
44	4,500	5,100	8,000	8,700	
45	4,600	5,400	8,200	9,000	
46	4,600	5,400	8,200	9,000	
47	4,600	5,400	8,200	9,000	
48	4,600	5,400	8,200	9,000	
49	4,800	5,600	8,400	9,200	
50	4,800	5,600	8,400	9,200	
51	4,800	5,600	8,400	9,200	
52	4,800	5,600	8,400	9,200	
53	4,900	6,000	8,600	9,400	
54	4,900	6,000	8,600	9,400	
55	4,900	6,000	8,600	9,400	
56	4,900	6,000	8,600	9,400	
57	5,100	6,300	8,800	9,700	
58	5,100	6,300	8,800	9,700	
59	5,100	6,300	8,800	9,700	
60	5,100	6,300	8,800	9,700	
61	5,300	6,500	9,000	9,900	
62	5,300	6,500	9,000	9,900	
63	5,300	6,500	9,000	9,900	
64	5,300	6,500	9,000	9,900	

再任用
職員以
外の職
員

65	5,400	6,900	9,300	10,100	
66	5,400	6,900	9,300	10,100	
67	5,400	6,900	9,300	10,100	
68	5,400	6,900	9,300	10,100	
69	5,600	7,200	9,400	10,200	
70	5,600	7,200	9,400	10,200	
71	5,600	7,200	9,400	10,200	
72	5,600	7,200	9,400	10,200	
73	5,700	7,500	9,600	10,400	
74	5,700	7,500	9,600	10,400	
75	5,700	7,500	9,600	10,400	
76	5,700	7,500	9,600	10,400	
77	5,900	7,700	9,800	10,600	
78	5,900	7,700	9,800	10,600	
79	5,900	7,700	9,800	10,600	
80	5,900	7,700	9,800	10,600	
81	6,000	7,900	10,000	10,700	
82	6,000	7,900	10,000	10,700	
83	6,000	7,900	10,000	10,700	
84	6,000	7,900	10,000	10,700	
85	6,100	8,100	10,100	10,800	
86	6,100	8,100	10,100	10,800	
87	6,100	8,100	10,100	10,800	
88	6,100	8,100	10,100	10,800	
89	6,300	8,300	10,200	10,900	
90	6,300	8,300	10,200	10,900	
91	6,300	8,300	10,200	10,900	
92	6,300	8,300	10,200	10,900	
93	6,400	8,500	10,300	11,100	
94	6,400	8,500	10,300		
95	6,400	8,500	10,300		
96	6,400	8,500	10,300		
97	6,500	8,700	10,500		
98	6,500	8,700	10,500		
99	6,500	8,700	10,500		
100	6,500	8,700	10,500		
101	6,600	8,900	10,500		
102	6,600	8,900	10,500		
103	6,600	8,900	10,500		
104	6,600	8,900	10,500		
105	6,700	9,100	10,600		
106	6,700	9,100	10,600		
107	6,700	9,100	10,600		
108	6,700	9,100	10,600		
109	6,700	9,300	10,700		
110	6,700	9,300			
111	6,700	9,300			
112	6,700	9,300			
113	6,800	9,400			

	114	6,800	9,400			
	115	6,800	9,400			
	116	6,800	9,400			
	117	6,900	9,600			
	118	6,900	9,600			
	119	6,900	9,600			
	120	6,900	9,600			
	121	6,900	9,700			
	122	6,900	9,700			
	123	6,900	9,700			
	124	6,900	9,700			
	125	7,000	9,800			
	126		9,800			
	127		9,800			
	128		9,800			
	129		10,000			
	130		10,000			
	131		10,000			
	132		10,000			
	133		10,100			
	134		10,100			
	135		10,100			
	136		10,100			
	137		10,200			
	138		10,200			
	139		10,200			
	140		10,200			
	141		10,200			
	142		10,200			
	143		10,200			
	144		10,200			
	145		10,300			
	146		10,300			
	147		10,300			
	148		10,300			
	149		10,400			
再任用 職 員		4,600	5,600	6,500	7,400	9,400

別表第 2 教育職給料表（2）の適用を受ける者（第 3 条関係）

職員の 区 分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円	円
	1	2,900	3,600	5,000	7,400	9,900
	2	2,900	3,600	5,000	7,400	9,900
	3	2,900	3,600	5,000	7,400	9,900
	4	2,900	3,600	5,000	7,400	9,900
	5	3,000	3,800	5,400	7,600	10,100
	6	3,000	3,800	5,400	7,600	10,100

7	3,000	3,800	5,400	7,600	10,100
8	3,000	3,800	5,400	7,600	10,100
9	3,100	4,100	5,600	7,900	10,400
10	3,100	4,100	5,600	7,900	10,400
11	3,100	4,100	5,600	7,900	10,400
12	3,100	4,100	5,600	7,900	10,400
13	3,200	4,200	5,800	8,100	10,600
14	3,200	4,200	5,800	8,100	10,600
15	3,200	4,200	5,800	8,100	10,600
16	3,200	4,200	5,800	8,100	10,600
17	3,400	4,400	6,200	8,300	10,800
18	3,400	4,400	6,200	8,300	10,800
19	3,400	4,400	6,200	8,300	10,800
20	3,400	4,400	6,200	8,300	10,800
21	3,600	4,600	6,600	8,600	11,000
22	3,600	4,600	6,600	8,600	11,000
23	3,600	4,600	6,600	8,600	11,000
24	3,600	4,600	6,600	8,600	11,000
25	3,800	4,800	6,800	8,700	11,200
26	3,800	4,800	6,800	8,700	11,200
27	3,800	4,800	6,800	8,700	11,200
28	3,800	4,800	6,800	8,700	11,200
29	3,900	5,100	7,100	9,000	11,300
30	3,900	5,100	7,100	9,000	11,300
31	3,900	5,100	7,100	9,000	11,300
32	3,900	5,100	7,100	9,000	11,300
33	4,100	5,400	7,400	9,200	11,500
34	4,100	5,400	7,400	9,200	11,500
35	4,100	5,400	7,400	9,200	11,500
36	4,100	5,400	7,400	9,200	11,500
37	4,300	5,600	7,800	9,400	11,700
38	4,300	5,600	7,800	9,400	
39	4,300	5,600	7,800	9,400	
40	4,300	5,600	7,800	9,400	
41	4,500	6,000	8,000	9,700	
42	4,500	6,000	8,000	9,700	
43	4,500	6,000	8,000	9,700	
44	4,500	6,000	8,000	9,700	
45	4,600	6,300	8,200	9,900	
46	4,600	6,300	8,200	9,900	
47	4,600	6,300	8,200	9,900	
48	4,600	6,300	8,200	9,900	
49	4,800	6,500	8,400	10,100	
50	4,800	6,500	8,400	10,100	
51	4,800	6,500	8,400	10,100	
52	4,800	6,500	8,400	10,100	
53	4,900	6,900	8,600	10,200	
54	4,900	6,900	8,600	10,200	
55	4,900	6,900	8,600	10,200	

再任用
職員以外
の職員

56	4,900	6,900	8,600	10,200	
57	5,100	7,200	8,800	10,400	
58	5,100	7,200	8,800	10,400	
59	5,100	7,200	8,800	10,400	
60	5,100	7,200	8,800	10,400	
61	5,300	7,500	9,000	10,600	
62	5,300	7,500	9,000	10,600	
63	5,300	7,500	9,000	10,600	
64	5,300	7,500	9,000	10,600	
65	5,400	7,700	9,300	10,700	
66	5,400	7,700	9,300	10,700	
67	5,400	7,700	9,300	10,700	
68	5,400	7,700	9,300	10,700	
69	5,600	7,900	9,400	10,800	
70	5,600	7,900	9,400	10,800	
71	5,600	7,900	9,400	10,800	
72	5,600	7,900	9,400	10,800	
73	5,700	8,100	9,600	10,900	
74	5,700	8,100	9,600	10,900	
75	5,700	8,100	9,600	10,900	
76	5,700	8,100	9,600	10,900	
77	5,900	8,300	9,800	11,100	
78	5,900	8,300	9,800		
79	5,900	8,300	9,800		
80	5,900	8,300	9,800		
81	6,000	8,500	10,000		
82	6,000	8,500	10,000		
83	6,000	8,500	10,000		
84	6,000	8,500	10,000		
85	6,100	8,700	10,100		
86	6,100	8,700	10,100		
87	6,100	8,700	10,100		
88	6,100	8,700	10,100		
89	6,300	8,900	10,200		
90	6,300	8,900	10,200		
91	6,300	8,900	10,200		
92	6,300	8,900	10,200		
93	6,400	9,100	10,300		
94	6,400	9,100	10,300		
95	6,400	9,100	10,300		
96	6,400	9,100	10,300		
97	6,500	9,300	10,500		
98	6,500	9,300	10,500		
99	6,500	9,300	10,500		
100	6,500	9,300	10,500		
101	6,600	9,400	10,500		
102	6,600	9,400	10,500		
103	6,600	9,400	10,500		
104	6,600	9,400	10,500		

105	6,700	9,600	10,600		
106	6,700	9,600	10,600		
107	6,700	9,600	10,600		
108	6,700	9,600	10,600		
109	6,700	9,700	10,700		
110	6,700	9,700			
111	6,700	9,700			
112	6,700	9,700			
113	6,800	9,800			
114	6,800	9,800			
115	6,800	9,800			
116	6,800	9,800			
117	6,900	10,000			
118	6,900	10,000			
119	6,900	10,000			
120	6,900	10,000			
121	6,900	10,100			
122	6,900	10,100			
123	6,900	10,100			
124	6,900	10,100			
125	7,000	10,200			
126	7,000	10,200			
127	7,000	10,200			
128	7,000	10,200			
129	7,100	10,200			
130	7,100	10,200			
131	7,100	10,200			
132	7,100	10,200			
133	7,200	10,300			
134	7,200	10,300			
135	7,200	10,300			
136	7,200	10,300			
137	7,200	10,400			
138	7,200				
139	7,200				
140	7,200				
141	7,300				
142	7,300				
143	7,300				
144	7,300				
145	7,400				
146	7,400				
147	7,400				
148	7,400				
149	7,500				
150	7,500				
151	7,500				
152	7,500				
153	7,500				

再任用 職 員		4,600	5,600	6,500	7,400	9,400
------------	--	-------	-------	-------	-------	-------

附 則
この規則は、平成22年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会告示第1号

熊本県立美術館条例（昭和55年熊本県条例第33号）第16条第1項の規定により熊本県立美術館分館の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成22年3月26日

熊本県教育委員会委員長 古 莊 文 子

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県立美術館分館	熊本市榎町16番7号	株式会社 熊本県弘済会 代表者 代表取締役 宮本徳光	平成22年4月 1日から平成2 5年3月31日 まで

正 誤

平成22年3月16日熊本県告示第272号（熊本都市計画道路事業の事業認可）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
5	9	平成29年3月31日	平成28年3月31日

平成22年2月26日熊本県人事委員会規則第5号（熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
18	18	大多尾小学校	大田尾小学校